農業委員会名簿

出欠席	役	職		氏		名	備	考
出席	会	長	日	永		熙		
出席	副 (職務	会 長 8代理者)	鈴	木	義	英		
出席	副	会 長	田	中		均		
出席	副	会 長	髙	木	治	雄		
出席	委	員	加	藤	さり	ゆみ		
出席	委	員	鈴	木		巖		
欠席	委	員	佐	藤	修	康		
出席	委	員	就鳥	野	孝			
出席	委	員	野	П	浩	孝		
出席	委	員	Щ	田	和	良		
欠席	委	員	太	田	芳	郎		
出席	委	員	杁	江		豊		
出席	委	員	後	藤	忠	正		
出席	委	員	松	永		勇		
出席	委	員	八	木		聖		
出席	委	員	不	破	恭			
出席	委	員	服	部	典	雄		
出席	委	員	横	井	芳	之		_

出欠席	役	職	氏				名	備	考
出席	委	員	井戸	田	敏	明			
出席	委	迴	堀	田		薫			
	委	員		欠	Į				
出席	委	回	飯	田	喜美	善子			
出席	委	員	堀	田	爲積	捷			
出席	委	員	加	藤	俊	治			
出席	委	員	鈴	木	秀	夫			
出席	委	員	加	賀	裕				
出席	委	員	前	野	順	子			
出席	委	員	辻		義	則			
出席	委	員	神	田	俊	紀			
出席	委	員	平	野	博	吉			
出席	委	員	柴	田	隆	吉			
出席	委	員	竹	田	義	弘			
出席	委	員	池	П	克	八			
出席	委	員	横	井	美喜	手夫			
出席	委	員	伊	藤	里	海			
出席	委	員	Щ	田		進			
出席	委	員	伊	藤	辰	雄			

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長(事務局長)	奥 田 哲 弘
課長補佐 (事務担当)	鷲 尾 和 彦
主 任(事務担当)	若 松 孝 志
主 任(事務担当)	瀧田崇司

発言者	内容
	1. 開催日時 平成28年9月20日 (火)
	午前9時00分から午後9時30分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館 3 階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(34人)別紙のとおり
	4. 欠席委員(2人)別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第
	3項の規定による当委員会への意見聴取について
	日程第 5 決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
	よる当委員会の決定について
	日程第 6 専 決 報 告 1.農地法第3条の3第1項の規定による届出
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願
	3. 現況証明願
	日程第 7 報 告 1.農地法第18条第6項の規定による通知
	2. 農地改良届出書
	3. 農地法第 5 条関係取下願
	4. 農地法第 5 条関係取消願
	5. 農業委員会法改正に伴う愛西市農業委員の定数・
	農地利用最適化推進委員の定数について
	日程第 8 意 見 書 1.農業委員会法改正に伴う愛西市農業委員の定数・
	農地利用最適化推進委員の定数について
	日程第 9 そ の 他
	6. 農業委員会事務局職員 (4人)別紙のとおり
	7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主任 若松孝志 主任 瀧田崇司
	である。
	8. 会議の概要
	開会(午前9時00分)

事務局長

定刻となりましたので、只今より、平成28年9月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんにお願いします。

会長さん宜しくお願いします。

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は36名中34名で、定足数に達しておりますので、 只今より9月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号14番 八木 聖 委員 議席番号16番 服部 典雄 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らさせていただきます。

議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・4件
議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・6件
議案第18号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項
	の規定による当委員会への意見聴取について・・・8件
決定第 5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
	当委員会の決定について・・・・・・・・62件
専 決 報 告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・8件
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・1件
	3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・3件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・4件
	2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・1件
	3. 農地法第5条関係取下願・・・・・・・・1件
	4. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・1件
	5. 農業委員会法改正に伴う愛西市農業委員の定数・農地
	利用最適化推進委員の定数について・・・・・ 1件
意 見 書	1.農業委員会法改正に伴う愛西市農業委員の定数・農地
	利用最適化推進委員の定数について・・・・・1件

それでは、議案第 16号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局《事務局説明》

(1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長 只今、事務局より議案第 16号 について説明させていただきました、何か ご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、議案第 16号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 17号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局《事務局説明》

(1番及び2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)議案番号1番、2番は関連がございますので、合わせて説明をさせていただきます。申請者は現在、貨物自動車輸送事業を営んでおりますが、業績も順調に伸展してきており、現在の倉庫のみでは大変手狭になってきたため、隣接する既存の駐車場用地を含む申請地を一体利用し、倉庫を建築する計画でございます。また、西側に隣接する申請地につきましては、既存の駐車場の移転及び事業拡大のため、従業員駐車場及び貨物自動車等の駐車場として利用する計画でございます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請でございます。計画では、132枚のパネルを設置し、総事業費は約○○○万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましてはフェンスで囲い、雨水につきましては自然浸透にて処理する計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗

読及び説明)申請者は現在、名古屋市内の賃貸住宅にて、夫と家族2人で暮らしておりますが、家財道具も増え、今後、子どもが産まれ、成長することを考えると、現在の賃貸住宅では大変手狭なため、父所有地を譲り受け、分家住宅を建築する計画でございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者は現在、隣接する宅地にて暮らしておりますが、既存の敷地 のみでは、駐車スペースを確保することが困難なため、今般の申請にて、申請地 を自己用駐車場として利用する計画でございます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請でございます。計画では、144枚のパネルを設置し、総事業費は約○○○万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましてはフェンスで囲い、地表面については砂利敷きとの計画でございます。

以上、6件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可 用件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第 17号 について説明させていただきました、何か ご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第 17号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3項の規定による当委員会への意見聴取についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から8番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、作物名、権利の設定、新規設定を朗読及び説明)議案第18号の意見聴取につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。この意見聴取につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づきまして、農地中間管理事業による農地の貸し付けについて、農業委員会の意見を述べるものであります。公益財団法人愛知県農業振興基金では、農地の中間管理権に基づき、農地所有者から農地を借り受けています。この公益財団法人愛知県農業振興基金とは、農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定に基

づき、平成 26 年 3 月 18 日に愛知県知事から、農地中間管理機構として指定を受けた機関でございます。今回、この農地を、地域の担い手農家に貸し付ける計画が「農用地利用配分計画(案)」です。担い手農家である「借受希望登録者」への農地の貸付計画の作成にあたっては、「人・農地プランとの整合性(ゾーニング)」により、その結果を取りまとめたものでございます。議案番号 1 番から 8 番、全体筆数は 133 筆、面積は 176,590 ㎡でございます。受け手の方々につきましては、8 名の方々でございます。内容につきましては、作物は、水稲、普通畑、でございます。契約開始年月日は平成 28 年 11 月 22 日、全て新規 8 件、契約期間は 10年、15 年権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。以上、ご審議いただきますよう、お願いいたします。

会長

只今、事務局より議案第18号 について 簡略した内容ではございますが、 説明させていただきました、何かご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。

全員賛成ですので、市へ意見なしと答申する事に決定させていただきます。

続きまして、決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局 《事務局説明》

(1番から62番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)決定第5号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から62番、全体筆数は207筆、面積は304,966㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された、筆数は、1筆、694㎡でございます。公益財団法人愛知県農業振興基金さんが受人となって利用権設定された土地は、133筆、面積は176,590㎡でございます。その他の受人の方々は、3名で合計73筆、127,682㎡です。内容につきましては、作物は、水稲、レンコン、普通畑、でございます。公告年月日は平成28年9月30日、契約開始年月日は平成28年10月1日、農業振興基金につきましては平成28年12月1日、全て新規62件、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われま

す。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より決定第5号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。

全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から8番の申請者 住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、 を朗読説明)以上、8件の届出を受理いたしました。

(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の願出者住所 氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明)以上、 1件の確認願を受理いたしました。

(専決報告 現況証明願 1番から3番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明)以上、3件の現況証明願を受理いたしました。以上で説明を終わります。

会長

只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。

続きまして、報告 5件 について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、4件の合意解約の通知を受付いたしました。

(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)以上、1件の農地改良届出書を受理いたしました。

(報告 農地法第5条関係取下願 1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、当初目的・取下理由を朗読及び説明)以上、1件の取下願を受理いたしました。

(報告 農地法第5条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、当初目的・取消理由を朗読及び説明)以上、1件の取消願を受理いたしました。

(報告 農業委員会法改正に伴う愛西市農業委員の定数・農地利用最適化推進委員の定数について 定数等検討委員長より意見書(案)が提出された旨の報告・説明)以上、意見書の報告を受付いたしました。

会長

只今、報告 5件 についてご説明させていただきました、これについて何か ご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

続きまして、意見書 1件 について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(意見書 農業委員法改正に伴う愛西市農業委員の定数・農地利用最適化推進委員の定数について 農業委員・農地利用最適化推進委員の定数、意見書が提出された経緯の説明)農業委員、15名、農地利用最適化推進委員、30名を農業委員会の意見として報告します。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より意見書 1件 についてご説明させていただきました、何か ご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、意見書 農業委員会法改正に伴う愛西市農業委員の定数・農地利用 最適化推進委員の定数について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、市長へ意見書を提出することに 決定いたします。

これをもちまして、9月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前 9時30分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成28年9月20日

会 長 日永 熙

議事録署名者

議席番号 14番委員 八木 聖

議事録署名者

議席番号 16番委員 服 部 典 雄